

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

昭和47年に、町内会の人が国民年金に加入しようとして勧誘に来た際に、断れず妻と共に加入し、国民年金保険料を納め始めたところ、昭和46年度の未納分保険料に係る納付書が届き、市町村役場の職員からも催促されたので、妻が夫婦二人分を一緒に納めたはずである。その後、すぐに45年度の未納分保険料についても、46年度の分と同様に納付勧奨されたため、妻が夫婦二人分を一緒に納めたはずである。両年度の分が未納となっていることは納得できないので、記録の訂正を申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、昭和47年に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、妻がさかのぼって夫婦二人分を納付したと主張しているところ、市町村役場保管の国民年金被保険者名簿の検認記録によれば、47年4月から同年9月までの現年度保険料を47年6月19日に納付していることが確認できることから、この時に既に国民年金に加入していたことが推認され、その時点で、申立期間の国民年金保険料について過年度納付が可能であった。

また、市町村職員の勧奨を受けて、昭和46年度と45年度の国民年金保険料を続けて納付した経緯及び納付場所や納付書の形状に関する申立人の妻の記憶は具体的であり、申立内容に不合理な点は見受けられず、申立人の妻が納付を勧奨されたと記憶している市町村職員についても、市町村役場に在職していたことが確認できる。

さらに、申立人の妻が記憶している納付金額は、申立期間の国民年金保険料とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 49 年 3 月まで

私と夫は、国民年金に加入していなかったが、親や周囲の人から加入を勧められ、加入手続をした。

昭和50年ごろ、夫が市町村役場で、今なら20歳からの未納分を一括して支払うことができると教えられたが、20歳からの未納分を一括して支払うと金額が大きくなるので、夫婦一緒に昭和44年度の分までさかのぼって納付することとした。私の父から10万円を借り、手持ちの2万円ほどと合わせた12万円前後を、夫婦二人分の国民年金保険料として一括して市町村役場で支払ったので申立期間が未納であるはずはなく、記録の訂正を申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を特例納付等したと主張する昭和50年は、第2回特例納付の納付可能期間であること、また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、50年3月22日に夫婦連番で払い出されていることから、申立内容どおりに保険料を納付することが可能である上、申立人が納付したと申し立てている金額は、申立期間の保険料を特例納付、過年度納付及び昭和49年度の分に係る現年度納付として一括納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人及びその夫は、昭和49年4月以降国民年金保険料を完納している上、国民年金へ加入するに至った経緯、保険料の準備方法、加入時の月額保険料、手続に行った当時の市町村役場の様子などについての記憶は鮮明かつ具体的である。

さらに、申立期間当時、市町村役場では、特例納付を勧奨し、納付のための国庫金納付書に必要事項を記載して、特例納付希望者に交付する扱いが行われていたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）C工場における資格の喪失日に係る記録及びA事業所D工場における資格の取得日に係る記録をそれぞれ昭和40年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月26日から同年5月1日まで

昭和40年にA事業所C工場からA事業所D工場に転勤したが、その時、厚生年金保険の期間に1か月の空白期間がある。事業所が転勤時に事務手続を誤ったと考えられるので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びB事業所から提出された社内履歴情報から判断すると、申立人が申立事業所に継続して勤務し（昭和40年4月26日にA事業所C工場からA事業所D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所D工場における昭和40年5月の社会保険事務所の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、B事業所から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（資格喪失日は昭和40年4月27日）及び厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（資格取得日は昭和40年5月1日）から、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

事業主であるA事業所により平成18年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録が無い。同事業所が賞与支払届を提出していないことが判明したので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(15万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年12月15日の標準賞与額(15万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から平成元年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、母が加入の手続を行い、私と妻の保険料を一緒に納付してくれていたため、申立期間の納付の記録が無いのは誤りだと思われるから、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年2月20日に夫婦連番で払い出されており、その時点では申立期間の大半は時効により納付することはできない上、この払出日以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金への加入手続、申立期間の保険料納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続や保険料納付を行ったとされる申立人の母からも、申立期間に係る国民年金への加入状況及び保険料納付状況についての具体的な供述は得られない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から59年4月までの期間及び60年1月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から59年4月まで  
② 昭和60年1月から平成元年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、義母が加入手続を行い、申立期間①についてはさかのぼって一括納付し、申立期間②については夫の分と一緒に納付してくれていたため、申立期間の納付の記録が無いのは誤りだと思われるから、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年2月20日に夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間①は時効により納付することはできず、申立期間②の大半は時効により納付することはできない上、この払出日以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金への加入手続、申立期間の保険料納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続や保険料納付を行ったとされる義母からも、申立期間に係る国民年金への加入状況及び保険料納付状況についての具体的な供述は得られない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 38 年 1 月まで  
私は、前職の A 事業所を退職後、申立期間に B 事業所で勤務していた。  
仕事内容は、A 事業所と同じ製品の組立作業であった。  
B 事業所で働いていたのは間違い無いので、厚生年金保険の記録を探して、  
記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたと申し立てている B 事業所は、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所記号払出簿において記号が払い出された記録が無く、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、C 県下において、申立事業所と同一の事業所名であり、かつ、申立期間当時健康保険厚生年金保険適用事業所として確認できる 2 事業所について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人は、一緒に勤務していたという同僚一人の名字しか記憶していないことから、個人を特定することができず、このため申立人の勤務実態等の供述を得ることができず、また、申立人自身の厚生年金保険料の控除や健康保険被保険者証に関する記憶についても、あいまいである。

加えて、申立人が記憶している事業所の所在地付近に居住する者からは、申立事業所が当該地区で事業を行っていたとの供述は得られたものの、ほかに有力な証言は得られない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 63 年 12 月まで

私は、申立期間にA事業所において勤務していたが、厚生年金保険の加入記録がまったく無い。毎日8時間も勤務していたのに厚生年金保険に加入していないとは納得ができない。失業保険の給付も受けておらず、給料明細書など証拠になるものは無いが、調査の上、年金記録の訂正を希望する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に勤務していたと主張するA事業所の同僚の供述により、申立人は、申立期間において、期間の特定はできないものの勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所からは、「当時の資料を保管していないが、当時の同僚に照会したところ、申立人は採用時から退職時まで臨時雇用職員であったとのことである。臨時雇用職員については厚生年金保険に加入させていない。」との回答がある上、申立人が記憶している同僚5人についても当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。

また、当時の同僚は「会社は経営悪化により、途中社会保険の適用事業所ではなくなった。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、昭和59年7月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、平成4年6月1日から再度適用事業所となっている。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者名簿では、整理番号に欠番が無く、申立人の氏名も見当たらない上、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。